



台東区屋外広告物 景観ガイドライン

平成30年3月 台東区



1 はじめに

(1) 本ガイドラインの目的と位置づけ

台東区は、上野や浅草など東京を代表する地域をはじめ、由緒ある寺社や四季折々の風物、近代建築物や隅田川にかかる橋りょうなどの歴史的資産などに恵まれており、これらはかけがえのない区民共通の財産であり、まちの景観を形成する重要な資源となっています。

また、多くの観光客をむかえ入れる台東区においては、独特の情景を醸し出した風格ある都市景観にさらに磨きをかけることが必要です。

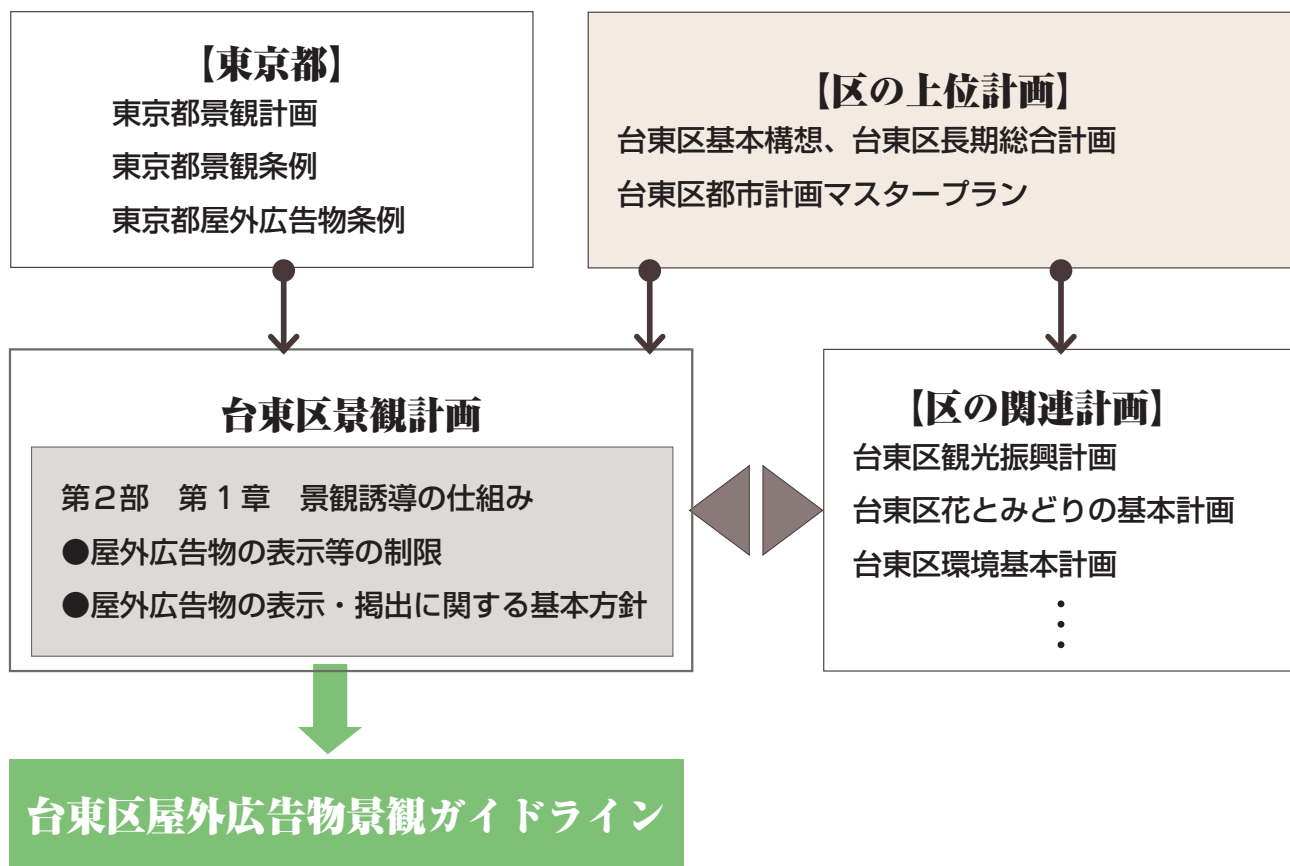
そこで、本区では、台東区景観条例（以下、景観条例）や台東区景観計画（以下、景観計画）に基づき、地域の特性を活かした景観の形成に取り組んでいます。

本ガイドラインは、「景観計画」の目標である「思い出を守り、思い出を生み出す」を目指し、屋外広告物の景観誘導に取組むため「景観計画」に定める「屋外広告物の表示・掲出に関する基本方針」に基づき、策定されるものです。

目次

1	はじめに	
2	本ガイドラインの活用方法	6
3	台東区共通のガイドライン	8
4	特に配慮すべき地区のガイドライン	21
5	景観資源周辺のガイドライン	35
6	事前協議の手続き	39

●本ガイドラインの位置づけ



(2) 台東区における屋外広告物の役割や特徴

●個性豊かな景観をつくる要素

- ◇台東区は上野や浅草、谷中などの、国内のみならず国際的に認知された観光地が存在しています。
- ◇屋外広告物は、これら地域の個性を伸ばし、固有の景観を形成するための、重要な要素の一つであるといえます。
- ◇地域で取り組むまちづくりを尊重しつつ、区民や事業者等が協力し、通りや境界、まち並みの個性を継承し、育てていきましょう。



●区民や来訪者に対しての情報の提供

- ◇台東区は多くの区民が暮らし、そして多くの観光客が訪れる都市であり、区民や来訪者に対する区内の移動や施設の案内・誘導は欠かすことはできません。
- ◇これら区内の案内・誘導広告物の視認性を高め、機能を損ねない屋外広告物の位置や規模、意匠が求められています。



●経済活動に必要な宣伝媒体

- ◇屋外広告物は、店舗や事業所の経済活動において欠かせない宣伝媒体ですが、過剰な主張やインパクトは、まち並みや周辺環境にマイナスの影響を与える可能性があります。
- ◇区内に立地する店舗や事業所には、良質にデザインされた屋外広告物による企業イメージの向上が期待されます。

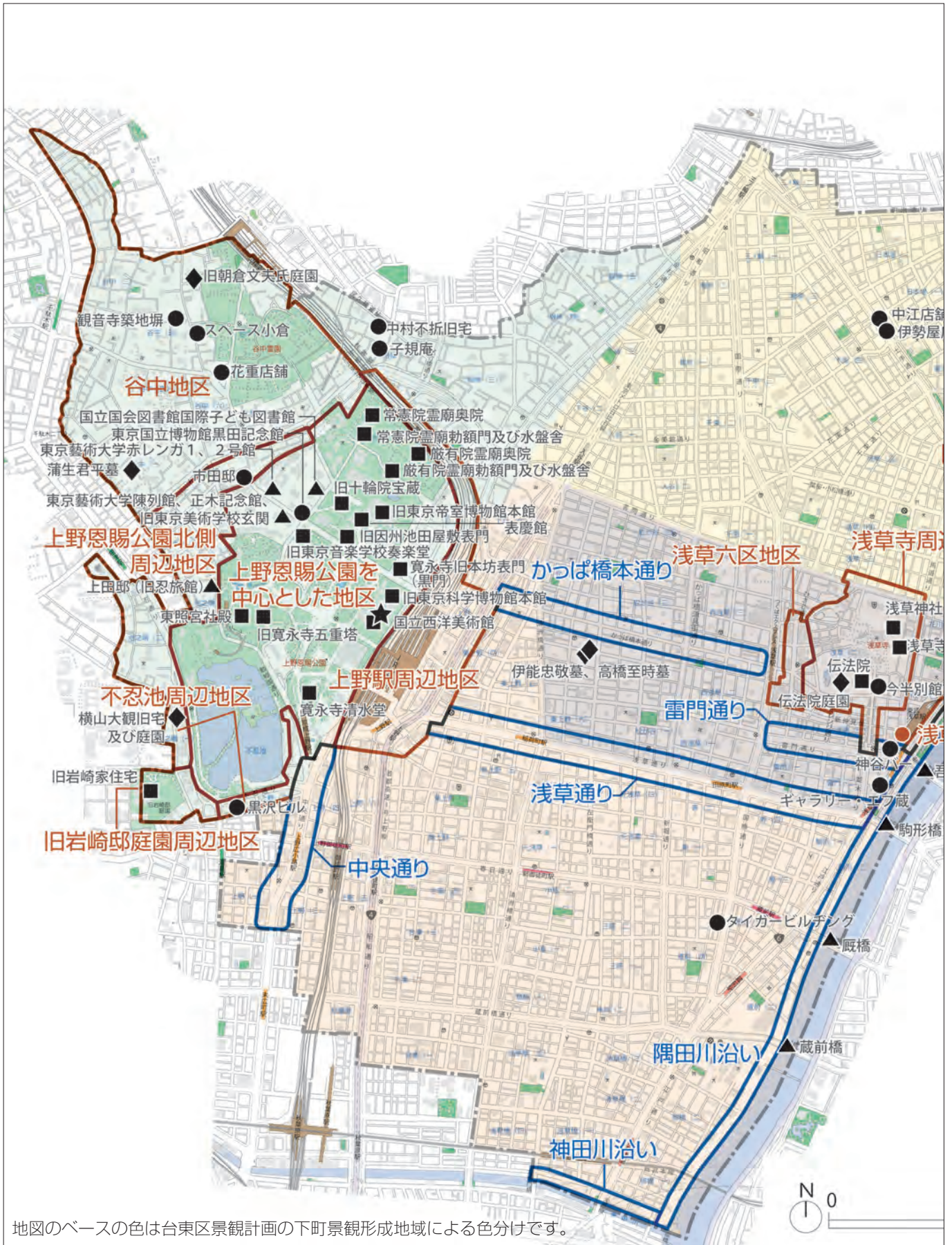


●まちの活力やにぎわいの創出

- ◇屋外広告物は、設置位置や規模・デザインの工夫によって、通りや境界の一体的なイメージを高め、生き生きとしたものとすることができます。
- ◇地域の特性やまちの方向性を踏まえ、来訪者の心に残るまちの活力やにぎわいの創出に努めましょう。





特に配慮すべき地区及び景観資源位置及び景観まちづくり協定位置図



地図のベースの色は台東区景観計画の下町景観形成地域による色分けです。

特に配慮すべき地区の区域

1. 特に配慮すべきエリア
 景観の骨格を形成する地形や緑、歴史や文化的資産が集積する地区、区の玄関口にあたる地区で、特に良好な広告景観を形成する地区
 (台東区景観計画における景観形成特別地区及び景観育成地区)
2. 特に配慮すべき水辺・通り
 台東区の景観を特徴づける地形、歴史、交通等のネットワークを形成する河川沿いの水辺や通りで、地域特性を活かした広告景観を形成する地区
 (台東区景観計画における景観基本軸)



景観資源

●	景観重要建造物
▲	都選定歴史的建造物
★	世界文化遺産
■	国指定重要文化財
◆	国指定史跡・名勝

景観まちづくり協定位置図



※景観まちづくり協定

台東区景観条例に基づき、特定の区域における建築物等の所有者や管理者が、その区域の景観まちづくりに関する協定を締結することにより、積極的に景観まちづくりに寄与するよう努めるものです。

①	伝法院通り江戸まちづくり景観協定
②	奥山おまいりまち景観協定
③	千束通りコミュニティ商店街景観協定
④	伝法院通り東商店会景観協定
⑤	浅草花やしきエンターテイメント通り景観協定
⑥	かっぱ橋本通り公西会“かっぱの皿の乾かない環境づくり”のための景観協定
⑦	雷門東部商店会景観協定